

# 京都府高等学校文化連盟

## 部門協賛の基本方針

### 1 趣旨

京都府高等学校文化連盟は、京都府内における高校生の文化に関する活動の充実向上を図るとともに、文化の振興に役立てることを目的として設立された団体であり、演劇、合唱、吹奏楽（マーチングバンドを含む）、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学及び茶道専門部を有し、文化系部活動の充実・発展に寄与している。

本連盟の趣旨に賛同する企業・大学等に対し、各専門部事業の協賛による支援を依頼し、同事業を広く広報するとともに、円滑な運営に資する。

### 2 協賛の内容及び方法

協賛者が協賛の特典を受ける対価として、専門部事業運営のための資金、物品もしくは開催費用の一部を提供する。

### 3 協賛の特典

- (1) 京都府高等学校文化連盟各専門部開催事業の共催名義使用
- (2) 総合プログラム等への企業名及び広告の記載
- (3) その他京都府高等学校文化連盟が認めたもの

### 4 使途

当該専門部運営及び大会の周知促進や各専門部の内容の充実を図るために要する経費等に充当する。

京都府高等学校文化連盟  
令和2年度 部門協賛取扱要領

(目的)

第1 この要領は、京都府高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）の趣旨に賛同する企業・大学等からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の対象)

第2 協賛の対象は、各専門部事業開催に関わる全般と京都府高等学校総合文化祭広告協賛とする。

(協賛の方法及び特典)

第3 協賛者は協賛金、物品もしくは開催費用の一部を提供するものとする。

京都府高等学校文化連盟会長又は専門部会長（以下「会長」という。）は、協賛を行う企業等に対し、協賛の規模に応じて、以下の内容の特典を提供する。

- (1) 連盟各専門部の開催事業共有名義使用。
- (2) 文化祭総合プログラム等への企業名及び広告の記載。
- (3) その他京都府高等学校文化連盟（以下「連盟」という）が認めたもの。

(協賛金及び協賛物品の使途)

第4 提供された協賛金等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 協賛金は、当該専門部運営費及び大会の周知促進や内容の充実を図るために要する経費に充当する。
- (2) 協賛物品は、当該専門部運営及び大会の周知促進や内容の充実を図るために使用する。

(協賛の受付期限)

第5 協賛の受付期限は、原則として令和2年12月末日とする。

(特典の提供時期)

第6 特典の提供時期は、原則として、協賛金の納付もしくは協賛物品の納品を連盟または専門部が確認した後とする。

第7 企業・大学等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

(特典の有効期間)

第8 第6の規定により企業・大学等へ提供する特典の有効期間は、令和3年3月末日とする。

(申込み)

第9 協賛を希望する企業・大学等は、京都府高等学校文化連盟部門協賛申込書（以下「協賛申込書」という。）により、専門部会長に申し込むものとする。

京総文広告協賛（総合プログラム掲載）を希望する場合は、各専門部で取りまとめ高文連会長に申し込むものとする。

(適格を欠く内容)

第10 会長は、申込みの内容が次のいずれかに該当するときは、協賛の申込みを受諾しない。

- (1) 特定の政治団体、思想、宗教等の活動を目的とするもの
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 文化祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるもの
- (4) その他会長が不相当と認めるもの

(協賛の成立)

第11 会長は、申込みの内容等が前項の各号に該当しないと判断したときは、協賛申込書を提出した企業・大学等に対して、期日を定め、納付等を依頼する。

(納付等の時期)

第12 納付等を依頼された企業・大学等（以下「協賛企業等」という。）は、指定された期日までに納付等を行う。なお、納付等に要する費用は原則として協賛企業等の負担とする。

(特典提供の停止)

第13 会長は、協賛企業・大学等が次のいずれかに該当すると思われるときは、特典の提供を停止することができる。

- (1) 協賛企業・大学等の協賛内容について、不正の事実を発見したとき。
- (2) 協賛企業・大学等が故意又は重大な過失により本連盟又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) その他会長が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき。

(協賛金等の取扱い)

第14 前項の規定により特典の提供を停止した場合であっても、連盟は、協賛企業・大学等から納付された協賛金や提供された物品等の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第15 協賛企業・大学等が、次のいずれかに該当したときは、その被害者に対し、当該企業・

大学等は損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施に当たり、自らの責めに帰すべき理由により、連盟又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第 13 の規定による特典提供の停止を受けたことにより、連盟又は第三者に損害を与えたとき。

(免責)

第 16 協賛企業・大学等が、第 13 の規定による特典提供の停止又は前項の規定による第三者への賠償により損害を受けた場合においても、連盟はその責めを負わない。

(その他)

第 17 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、令和 3 年 3 月末日をもって、その効力を失う。

【広告協賛原稿サイズ】

A 4版・モノクロ印刷

1 / 8  
(たて64mm×よこ91mm)

5, 000円

1 / 4  
(たて64mm×よこ182mm)

10, 000円

1 / 2  
(たて128mm×よこ182mm)

30, 000円

全面

(たて257mm×よこ182mm)

60,000円

ただし、「表紙の裏面」「裏表紙の裏面とその前頁」については70,000円とし、協賛実績のある企業等を優先する。